

○ 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

資料2-2

主要産業分野の標準的な訓練内容（教科の細目、訓練時間数の配分等）について、現状の技術動向等を踏まえより適切なものに改めるもの。今回改正を行う訓練科は、普通職業訓練の【建築施工系 建築設計科】、【設備管理・運転系 ビル管理科】の2科とする。

・主な改正内容（普通課程の普通職業訓練の訓練内容の見直し）

建築設計科

☆教科科目「建築構造」の科目名変更

（旧科目名）「建築構造」 （新科目名）「建築構造及び材料」

（変更理由）

従来の教科の科目名は「建築構造」であるが、鉄筋コンクリート構造や鉄骨構造といった建築構造における材料については、近年高機能化が図られており、建築構造と併せて修得する必要性が高まったことから、科目名を「建築構造及び材料」とし、教科の細目についても材料を追加することとする。

（参考）

教科の細目：鉄筋コンクリート構造、鉄骨構造、木構造、その他の構造、材料

ビル管理科

☆教科科目「消防設備」の追加

（新科目名）「消防設備」

（追加理由）

従来、「給排水・衛生設備」および「電気設備」の2つの教科のなかで関連する消防設備を履修することとしていたが、ビル管理における消防設備の範囲が広がっており、従来の履修内容では不足することから、新たな教科科目「消防設備」を追加し、併せて教科の細目を設定することとする。

（参考）

教科の細目：消火設備、警報設備、避難設備、消火活動上必要な施設

(参考) 職業訓練基準等の見直しについて

職業能力開発促進法

第19条

公共職業能力開発施設における普通職業訓練は、厚生労働省令で定める基準に従う必要がある。

※地方自治体が設置する施設については、省令で定める基準を参酌した条例に定める基準に従うことが必要。

第28条

普通職業訓練は厚生労働省で定める職種ごとに免許等が必要。

職業能力開発促進法施行規則

第10条

普通課程の普通職業訓練に関する基準を規定。

別表第2

主要な産業分野に関し、訓練科ごとに標準的な訓練内容等を規定

第12条

専門課程の高度職業訓練に関する基準を規定。

別表第6

主要な産業分野に関し、訓練科ごとに標準的な訓練内容等を規定

第37条

職業訓練の免許の職種等を規定。

別表第11

免許の種類、職業訓練指導員試験の科目等を規定

一部に近年の産業技術・産業動向等との隔たりが見られる

訓練内容の改正に併せて必要な箇所を修正

標準的な訓練内容、職業訓練指導員試験の科目等の見直し

【技能検定に関する改正概要】

技能検定の職種及び内容について、近年の産業技術の動向等を踏まえ、「木型製作職種」を廃止するとともに、これに伴う技能士コースの普通職業訓練の基準を廃止するもの。

1. 木型製作

☆ 職種の廃止

受検申請者数の減少など受検ニーズが見込まれなくなったことに鑑み、「木型製作」職種を廃止する。

2. その他

1に伴い、技能士コースの普通職業訓練の基準を廃止する。

【施行期日】 平成29年4月1日